

# 日衛連

JAPAN HYGIENE PRODUCTS  
INDUSTRY ASSOCIATION  
発行／社団法人 日本衛生材料工業連合会

# 紙おむつNews

No.58

2007.2

特集  
Feature Articles

## 施設から出る使用済み紙おむつの処理方法 都道府県と市区のアンケート調査結果から

(社)日本衛生材料工業連合会の紙おむつ・ライナー同業会 環境委員会は、特別養護老人ホームなどの介護施設と、医療行為を伴う高齢者施設で使用された紙おむつの処理方法について、2006年2月に全国の都道府県の廃棄物処理担当部門、11月には市区の清掃担当部門のご協力をいただき、自治体の考え方や対応についてのアンケート調査を実施しました。

今回の調査は、生産者である日衛連と、紙おむつをご利用いただいている各種の介護施設、使用後の処理を担当される自治体の皆様とともに、紙おむつの適切な処理方法を考える資料づくりを目的としています。

ご協力いただきました都府県の環境・廃棄物関連のご担当者さま、並びに清掃事業を行っている市区の清掃事業ご担当者様のご協力に対し、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

### アンケート調査実施概要

	都道府県対象調査	市区対象調査
調査目的	高齢者介護施設ならびに医療付介護施設から排出される使用済み紙おむつの処理に関する都道府県の対応	高齢者介護施設ならびに医療付介護施設から排出される使用済み紙おむつの処理に関する市区の対応
調査対象	都道府県廃棄物処理担当部門	市区廃棄物処理担当部門
調査期間	2006年2月1日～4月5日	2006年11月24日～12月25日
調査方法	E-mailによる質問表の送付及び回答	E-mailによる質問表の送付及び回答
回答率	依頼数47件、回答数36件、回答率77%	依頼数100件、回答数66件、回答率66%

## ● なぜ異なる紙おむつの処理区分

廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます(表1)。日衛連は過去数回にわたり自治体の清掃担当部門のご協力をいただき、家庭から排出される一般廃棄物を対象としたアンケート調査『地方自治体から見た廃棄物中の紙おむつ』を行ってきました。最も新しい2001年の調査でも、家庭から排出される使用済み紙おむつについて、約90%の自治体が一般廃棄物の家庭廃棄物「可燃ごみ」として収集処理していることが明らかになっています。

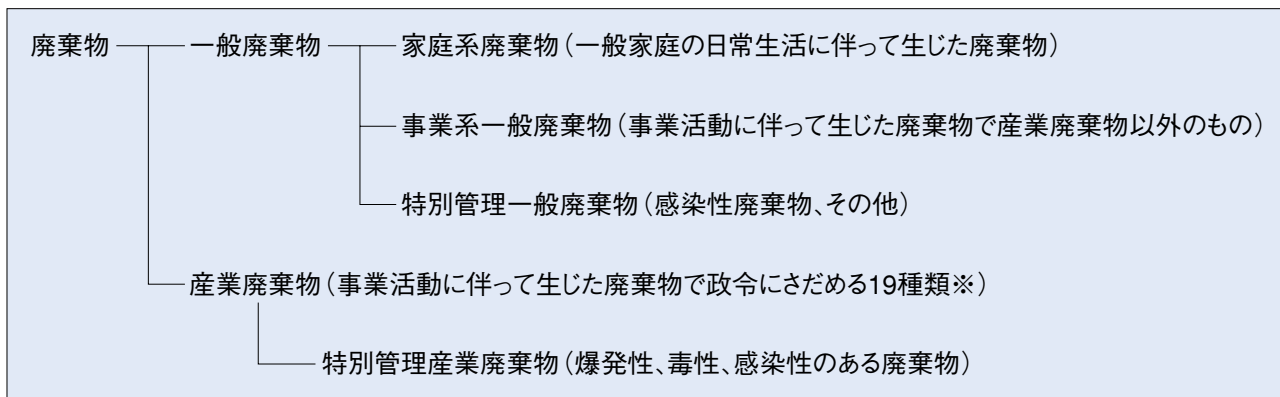
会社の事務所や商店などから、事業行為によって排出されるごみは、その処理責任は事業者が持つべきものとされています。多くの自治体では産業廃棄物以外の廃棄物を事業系一般廃棄物として、自治体収集もしくは一般廃棄物業者の手で、有料での収集処理を行っています。

本格的な高齢時代を迎え核家族化が進んだ我が

国では、家庭介護とともに各種の介護施設での介護も増加しています。これらの施設のうち、特別養護老人ホームなど、医療行為を伴わない高齢者介護施設から排出される使用済み紙おむつの多くは、事業所から排出される事業系一般廃棄物として、収集され処分されています。しかし、一部の自治体では「施設から排出される紙おむつは産業廃棄物」として処理するよう指導がなされています。家庭で使用する紙おむつと同じものが、一方は一般廃棄物、他方は産業廃棄物であることに疑問を持つ事業者からのお問い合わせもいただいています。

施設等が一般廃棄物か産業廃棄物かを問題視するのは、産業廃棄物の場合はその処理費用が一般廃棄物に比べ割高になり、毎日使用するものだけに、事業所の運営経費や入居者の負担に直結するためです。

表1 廃棄物の分類



※国が定める産業廃棄物19種類の中で「廃プラスチック類」とは「合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等、合成高分子系化合物」としています。

## 都道府県の調査結果

廃棄物の処理責任は一般廃棄物と産業廃棄物では担当が異なります。一般廃棄物の処理は市町村（東京都のみ区）がその業務を行い、産業廃棄物の処理については都道府県が指導しています。

今回の調査は、都道府県の廃棄物担当部門が、

事業所から出る使用済み紙おむつの取り扱いについて、市町村や事業者にどのような指導を行っているかについて行いました。

調査は全国の47都道府県にお願ひし、36都府県から回答をいただきました。

### ● 介護施設由来の紙おむつ、72%が一般廃棄物処理

老人ホームなどの医療行為を行わない介護施設から排出される紙おむつへの対応状況を図1、と表2に示します。

「紙おむつは一般廃棄物なので市区町村の管轄であるため都道府県では対応していない」、「市区町村の判断にゆだねる」という回答は、併せて33.3%でした。また、「事業系を含む一般廃棄物として処理するよう指導している」は38.9%でした。事業系一般廃棄物として処理指導する理由を尋ねたところ「産業廃棄物の指定品目に該当しない」が最も多く、次いで「一般家庭の紙おむつと同じ性状」、「紙おむつは紙主体の製品」、「処分方法は市町村の判断に任せる」などの回答が寄せられました。

これに対し「産業廃棄物の『廃プラスチック類』で処理するよう指導している」と回答いただいたのは5.6%で、その理由について「紙おむつにはプラスチック原料が使用されている」ことをあげています。

残りの22.2%では、「一般廃棄物と産業廃棄物の混合物」、「排出者、使用実態等で個別に判断する」としています。

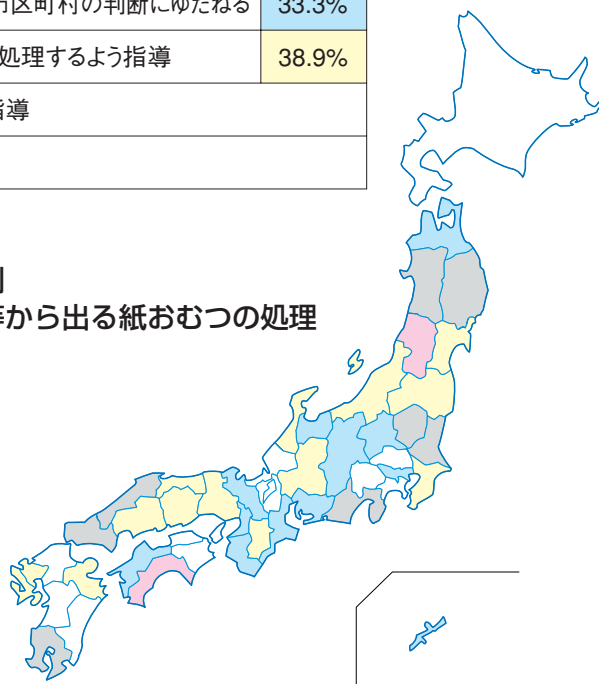
このように、医療行為を伴わない介護施設から排出される紙おむつの処理について、都府県の見解は全体の72.2%が「一般廃棄物または市町村の判断にゆだねるで、「産業廃棄物」として指導は5.6%に過ぎませんでした。

#### ● 老人ホームなど医療行為を行わない介護施設の対応状況

表2. 介護施設等から出る紙おむつの処理 (N=36)

一般廃棄物 (72.2%)	一般廃棄物なので特に対応していない/市区町村の判断にゆだねる	33.3%
	一般廃棄物/事業系一般廃棄物として処理するよう指導	38.9%
産業廃棄物 (5.6%)	産業廃棄物の廃プラスチック類で処理指導	
その他 (22.2%)	その他・一廃と産廃の混合物	

図1. 都道府県別  
介護施設等から出る紙おむつの処理



## ● 医療系施設で使われる紙おむつの分類

老人保健施設、療養型病床群、病院など医療行為を伴う施設から排出される廃棄物はどのように分類処理されているのでしょうか。

医療施設から排出される廃棄物は、通常、医師の判断により感染性がないとされた場合は事業系一般廃棄物として取り扱われます。また医師によって感染性があると判断された場合は特別管理一般廃棄物とされます。

特別管理一般廃棄物とは事業系一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物をいいます。感染性廃棄物としては、臓器や組織、実験培地や実験動物の死体、血液が付着した繊維くず（ガーゼ、脱脂綿）・紙くず、汚染物が付着した紙くず、繊維くずなどが該当します。感染性があると判断された患者が使用した紙おむつはここに分類されます。

東京23区清掃協議会の場合、血液、血清、血漿、体液、血液製剤のほか、医療に使用した注射器、メス、試験管、血液が付着した手術着、汚染物が付着したプラスチック類などを「特別管理産業廃棄物」としています。この例では感染が予測される病気の患者が使用した紙おむつは産業廃棄物ではなく、特別管理の一般廃棄物となります。（詳しくは『日衛連紙おむつニュース』No.39を参照ください）

また、どのような場合に紙おむつを感染性、非感染性に分類するかは、平成16年に環境省が定めた「改正感染性廃棄物処理マニュアル」(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=4791>)に明確に定められています。

なお、東京23区清掃協議会では、「血液が付着した廃棄物や汚染物質が付着した廃棄物であっても、医師等によって感染の危険性がほとんどないと判断された時には、感染性廃棄物とする必要はありません」としています。これは医師等の判断で感染の危険性が低いと判断されたものについては事業系一般廃棄物として処理することができることを示しています。

● 医療系施設由来でも一般廃棄物処理が大勢

以上のことを踏まえて、都府県が医療施設から排出される紙おむつについてどのような取り扱いを指導しているかを見てゆきましょう（表3、図2参照）。

「一般廃棄物なので対応していない」とするのは2件、「事業系一般廃棄物として処理を指導」が7件、「特別管理一般廃棄物として処理を指導」が2件、「一般廃棄物の範疇で非感染性と感染性を分別処理するように指導」が15件で、併せて36都府県中26都府県が一般廃棄物としての処理を指導しています。

一方、「産業廃棄物（廃プラスチック）」、「特別管理産業廃棄物で処理指導」として指導しているのはそれぞれ1件ずつ。紙おむつを感染性・非感染性に分類し、非感染性の場合は一般廃棄物、感染性の場合のみ産業廃棄物として処理するよう指導しているのは9件でした。また、

複数回答のため重複はあるものの、医療施設から排出される紙おむつは感染性、非感染性を問わず「一般廃棄物」と認識、または処理を指導している都府県が26件（72%）〈表中の青色+黄色〉を占めていることがわかりました。

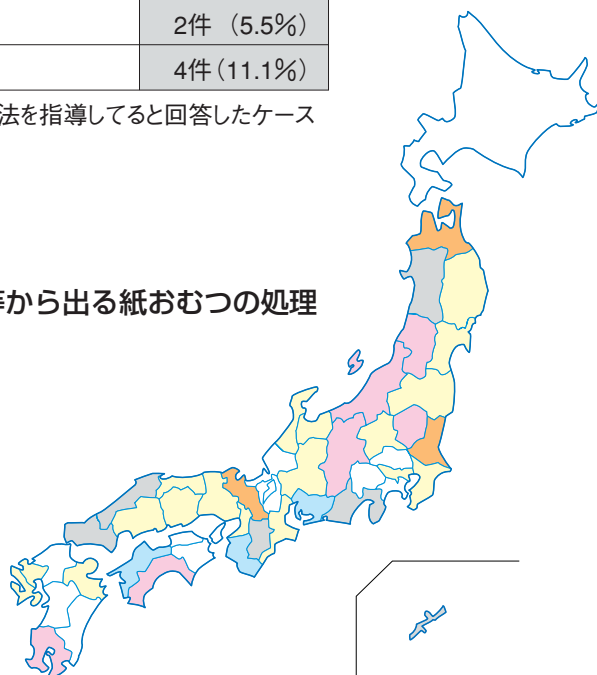
● 老人保健施設、療養型病床群、病院など医療行為を伴う施設の対応状況

表3. 医療機関等から出る紙おむつの処理（複数回答 N=36）

市町村の判断にゆだねる		1件（2.8%）
一般廃棄物（72.0%）	一般廃棄物なので特に対応していない	2件（5.5%）
	事業系一般廃棄物	7件（19.4%）
	特別管理一般廃棄物	2件（5.5%）
	非感染性・感染性分別処理（一廃）を指導	15件（41.6%）
産業廃棄物（25.0%）	産業廃棄物の廃プラスチック類で処理指導	1件（2.8%）
	特別管理産業廃棄物として処理するよう指導	1件（2.8%）
	非感染性・感染性分別処理（産廃）を指導	7件（19.4%）
その他（16.6%）	非感染性は一廃・感染性は産廃	2件（5.5%）
	その他	4件（11.1%）

※地図中のオレンジ色の府県は一廃・産廃の両方の処分方法を指導していると回答したケース

図2. 都道府県別  
医療系介護施設等から出る紙おむつの処理



## 市区の処理実態

実際に清掃業務を行っている自治体がどのような処理をしているのかについては、都府県の結果を踏まえたうえで実施しました。調査対象は全国の

都道府県庁所在の市を中心に、東京都23区を含め100の市区。

結果は、66の市区から回答をいただきました。

### ● 介護施設は80%以上が一般廃棄物処理

医療行為を伴わない介護施設から排出される紙おむつを、市、区がどのように処理しているかをまとめたのが表4です。「一般廃棄物（事業系を含む）として処理している」という市区は53件で全体の80%が産業廃棄物以外の処理をしているという結果となりました。

県レベルで産業廃棄物処理を指導していた県では、市レベルでは一つの市が「一廃と産廃の混合

物」として、もう一つの市は「事業系一般廃棄物」として処理しています。

また、都府県レベルの調査で「一廃と産廃の混合物」と回答いただいた県では、市レベルでは一つが「産廃処理」を、もう一つが「一廃処理」で分けられました。「一廃処理を指導」と回答した県でも、2市が「一廃処理」、1市が「産廃処理」とここでも対応が分かれています。

表4. 市区町村の介護施設等から出る紙おむつの処理状況 (N=66)

当該施設の判断に任せている		6.1%
一般廃棄物 (80.4%)	一般廃棄物/事業系一般廃棄物として処理している	80.4%
産業廃棄物 (12.1%)	産業廃棄物の廃プラスチック類で処理指導	12.1%
その他 (1.5%)	その他・一廃と産廃の混合物	1.5%

### ● 医療系施設も86%が一般廃棄物処理を指導

医療系の施設から排出される紙おむつの場合について見てみましょう(表5参照)。

医療系施設の場合は、「事業系一般廃棄物として処理を指導」が20件、「特別管理一般廃棄物として処理を指導」7件、「非感染性・感染性に分別し一般廃棄物として処理を指導」が30件となっています。

府県レベルで医療系施設からの紙おむつを産業廃棄物処理として指導していたのは9件でした。

これら府県の市レベルでの対応は、産業廃棄物で処理を指導していたのは3市で、1市が「一般廃棄物もしくは産業廃棄物」、残りの9市は「一般廃棄物」として処理または指導していました。

「産業廃棄物の廃プラスチックで処理を指導」は4件、「非感染性・感染性を分別し特別管理産業廃棄物で処理」を指導している自治体も5件と少数派でした。

表5. 市区町村の医療機関等から出る紙おむつの処理 (複数回答 N=66)

当該施設の判断に任せる		8件 (12.1%)
一般廃棄物 (86.4%)	事業系一廃として処理	20件 (30.3%)
	特別管理一般廃棄物	7件 (10.6%)
	非感染性・感染性分別処理(一廃)を指導	30件 (45.5%)
産業廃棄物 (13.7%)	産業廃棄物の廃プラスチック類で処理指導	4件 (6.1%)
	非感染性・感染性分別処理(産廃)を指導	5件 (7.6%)
その他 (4.5%)	非感染性は一廃・感染性は産廃	1件 (1.5%)
	その他	2件 (3.0%)

## より適切な処分方法の合意形成を

このように見てくると、非医療系介護施設、医療系介護施設から排出される紙おむつの多くは、一般廃棄物として処理されていることが明らかになりました。

産業廃棄物で処理指導を行う根拠の多くは、産業廃棄物の指定品目に「廃プラスチック類」の項目があり、紙おむつにプラスチックが使われているからというものです。

施設で使用される紙おむつも、家庭で使われる紙おむつもその性状は全く同じです。一方は一般家庭ごみとして収集され、焼却処理を行い、もう一方は「廃プラスチック」として産業廃棄

物となる、この現状にはやはり整合性を持たせる必要があると考えます。

核家族化が進み、老人が老人の介護をする老老介護の増加などあっても、今後の高齢者介護では、施設介護の重要性は増す一方です。また、介護施設から排出される紙おむつの量も、今後ますます増加することが予測されます。

(社)日本衛生材料工業連合会では、今回の調査結果を貴重な資料として、紙おむつの適切な処理方法について関係各位と協議しながら、現実的な合意形成について努力してまいりたいと考えております。

# 紙おむつ・ライナー生産数量（日衛連調べ）

〈単位：トン、千枚〉

				平成16年		平成17年		平成18年		
				年 計	前年比%	年 計	前年比%	年 計	前年比%	
紙 お む つ	大 人 用	(パンツタイプ)	テープ型	千枚	322,798	101	351,432	109	386,045	110
				トン	41,461	103	45,327	109	49,055	108
			パンツ型	千枚	428,920	120	499,119	116	567,128	114
				トン	36,052	119	39,320	109	45,255	115
			合計	千枚	751,718	111	850,551	113	953,173	112
			トン	77,512	110	84,647	109	94,310	111	
		フラット型	千枚	381,023	97	364,102	96	345,074	95	
			トン	26,614	102	25,363	95	23,886	94	
		(パッド型/その他)	尿とりパッド	千枚	1,982,360	—	2,136,571	108	2,420,682	113
				トン	85,012	—	90,681	107	105,337	116
	軽装パッド		千枚	288,592	—	431,820	150	527,433	122	
	軽装パッド		トン	3,518	—	4,694	133	5,552	118	
	合計		千枚	2,270,951	118	2,568,391	113	2,948,114	115	
		トン	88,530	112	95,375	108	110,888	116		
	合計	千枚	3,403,692	114	3,783,044	111	4,246,361	112		
		トン	192,656	109	205,385	107	229,084	111		
	乳 幼 児 用	(パンツタイプ)	テープ型	千枚	3,373,206	93	3,687,071	109	3,698,758	100
				トン	110,162	90	118,970	108	117,132	98
			パンツ型	千枚	3,195,305	103	3,656,097	114	3,670,116	100
				トン	142,088	101	150,571	106	151,278	100
合計			千枚	6,568,511	98	7,343,168	112	7,368,874	100	
	トン	252,250	96	269,541	107	268,410	100			
合計	千枚	9,972,203	103	11,126,212	112	11,615,235	104			
	トン	444,906	101	474,926	107	497,494	105			
ライ ナー		千枚	70,532	88	62,150	88	42,485	68		
		トン	111	88	99	89	65	66		

※製品分類については、平成10年1月から発表 ※平成17年1～3月分より海外生産分を含む ◆平成17年の尿取りパッドの集計に一部誤りがあり、修正値を記載いたしました。

## ■寝たきりの人のおむつ代は、確定申告すると医療費控除が受けられます■

昭和63年1月からおむつ（寝たきり用）は、医療費控除の対象になっています。控除を受けるためには、①医師の発行する「おむつ使用証明書」②使用者の名前とおむつ代であると明記した「領収書」が必要です。詳しくは病院・医院、または税務署、市区町村役場にお問い合わせください。

紙おむつ・生理用品・衛生材料に関するご質問ご意見お問い合わせは下記へ